

2026 年度

中野区立小学校校庭球技開放利用案内

## 校庭球技開放の手引き

中野区 スポーツ振興課 スポーツ活動係

中野区中野 4-11-19 7階

午前8時半から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

電話：03(3228) 5586

メール：sportssinko@city.tokyo-nakano.lg.jp

## 目 次

◇ 校庭球技開放	P 1
◇ 学校施設開放一覧	P 1
◇ 団体登録	P 3
◇ システム入力の流れ	P 5
◇ 開放日時の変更および中止	P 6
◇ 団体の連絡先について	P 6
◇ 消耗品、備品について	P 6
◇ 校庭使用上の遵守事項	P 7

## 校庭球技開放

区立小学校校庭の開放は、主に地元の児童が所属する学校の利用団体の代表者で構成し、身近なスポーツの場として、スポーツを通じ区民の健康増進とコミュニティの育成を図ることを目的にしています。

### ◆学校施設開放時間帯・種目一覧◆（2026年4月～）

学校名・住所	校庭団体利用（球技開放）				
	日曜・祝日、第1・第3・第4土曜 原則9：00～13：30 ※注1				
	時間帯 ※注1	利用種目 ※注3			
軟式野球		サッカー	ソフトボール	その他スポーツ	
桃園第二小学校 中野1-57-12	②	○ (予定) (低学年練習のみ)	○ (予定)		
塔山小学校 中央1-49-1	①	○ (低学年練習のみ)	○		フラッグフットボール
谷戸小学校 中野1-26-1	①	○ (低学年練習のみ)	○		
中野本郷小学校 弥生町1-25-1	①		○		
江古田小学校 江古田2-13-28	①		○		
啓明小学校 大和町1-18-1	②	○	○	○	
北原小学校 野方6-30-6	②		○		アルティメット
江原小学校 江原町1-39-1	③	○	○	○	アルティメット
武蔵台小学校 上鷺宮5-1-1	②	○	○	○	
上鷺宮小学校 上鷺宮1-24-36	①	○	○	○	
桃花小学校 中央5-43-1	①	○	○	○	
白桜小学校 上高田1-2-28	①	○ (練習のみ)	○	○	
平和の森小学校 新井3-29-1	①	○ (低学年練習のみ)	○ (低学年練習のみ)		フラッグフットボール
緑野小学校 丸山1-17-1	①	○	○	○	
南台小学校 南台3-44-9	①	○ (練習のみ)	○ (練習のみ)	○ (練習のみ)	フラッグフットボール
みなみの小学校 弥生町4-27-11	①	○ (練習のみ)	○ (練習のみ)	○ (練習のみ)	フラッグフットボール
美鳩小学校 大和町4-26-5	②		○		
中野第一小学校 本町3-16-1	①	○	○	○	
令和小学校 新井4-19-26	①		○		アルティメット
鷺の杜小学校 鷺宮4-7-3	①	○ (練習のみ)	○ (練習のみ)		アルティメット

#### 【時間帯】

※注1 開放時間と利用枠は学校によって異なり、「時間帯」欄の①～③の表示により、以下のとおりになります。

- ① A枠 9：00～10：30、B枠 10：30～12：00、C枠 12：00～13：30
- ② A枠 9：00～11：30、B枠 11：30～13：30
- ③ (3月～10月) A枠 13：00～15：00、B枠 15：00～17：00  
(11月～2月) A枠 13：00～14：30、B枠 14：30～16：00

※注2 学校毎に別途利用上のルールを設けている場合がございます。別掲の種目・注意事項一覧表をご確認ください。

※注3 利用種目は変更になる場合がございます。

**【主な対象種目】**

◇サッカー ◇軟式野球 ◇ソフトボール ◇その他、開放校及び教育委員会が認めるスポーツ

※上記以外の種目を利用する場合は、学校との協議を必要とします。

**【使用料】 無料**

**【各学校の注意事項】**

別掲の種目・注意事項一覧表をご確認ください。

## ◆団体登録◆

### 【登録要件】

- (1) 中野区に在住または在学する小学生10人以上で構成される団体  
ただし、構成員である小学生は、区内に住所がある者又は区内の小学校に在籍する者に限るものとする（未就学児および中学生は利用できません）
- (2) 18歳以上の代表者を有すること
- (3) 営利を目的としたスポーツ活動を行う団体でないこと
- (4) 会費を徴収している団体は、その会計の内容が明らかになっていること

### 【団体登録の方法】

- (1) 団体登録申請は、施設予約システムからオンラインで受け付けております。  
施設予約システム URL : <https://www3.11489.jp/nakano/user>  
※施設予約システムは、令和8年5月利用分から新システムに移行します。

#### 団体登録の手順

1. 「利用者登録事前入力」をクリックしてメールアドレスを登録する。
2. 登録したアドレスに届くメール（送付まで10分程度）に記載のURLを開き、利用者登録を行う。
  - ・「構成員情報」には代表者、連絡者の氏名、フリガナ、住所、電話番号を入力してください。代表者、連絡者を設定していただくことが必須となっております。
  - ・「申請情報」の利用区分は「優先/一般利用」、利用希望施設は「小学校（学校開放）（校庭）」を選択してください。
  - ・設定したパスワードはログインの際に必要となります。
3. 登録後送信されるメールに記載のURL（TRUSTDOCK）を開き、フォームに本人確認書類を提出する（代表者のみ）。
4. Logo フォーム (<https://logoform.jp/form/Trw5/964704>) を開き、団体名簿、会則、収支報告書（会費ある場合のみ）の提出、メイン校とサブ校の申請をする。  
※新施設予約システムでログイン後、「利用者情報メニュー > 利用者情報の申請状況確認」の「必要書類の提出はこちら」からもLogo フォーム画面に移動できます。
5. スポーツ振興課で審査・承認後、小学校小学校（学校開放）（校庭）の予約が可能となります。  
登録カードは、システム上の Web 登録カード になります。紙での発行を希望される場合はスポーツ振興課までご連絡ください。

団体登録の有効期限は2028年3月31日です。有効期限内に構成員や会則が変更になった場合は変更申請をしてください。

新しい施設予約システム専用のコールセンターです。

ご不明点等ございましたら、こちらにお問い合わせください。

中野区施設予約システムコールセンター

0570-060-636

受付時間：午前9時から午後5時まで（12月29日から1月3日を除く）

(2) スポーツ活動系の窓口で、紙の申請書による登録も受け付けております（各学校では受け付けておりません）。区の施設予約システムのホームページ

(<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/shisetsu/sisetuyoyaku/sisetuyoyakusystem.html>) から事前に申請書や名簿をダウンロードするか、窓口で記入して提出してください。

窓口での申請を希望の場合は、代表者の本人確認書類（原本、有効期限内のもの）をお持ちください。なお、構成員の小学生は証明書類の添付は不要です。申請は団体の代表者または連絡担当者（本人確認書類必要）が行ってください。

登録完了後、団体には利用者 ID が発行されます。窓口で申請された方には、代表者のメールアドレスに利用者 ID と仮パスワードを通知いたします。

### (3) 団体登録時の注意事項

- ・電話番号は、携帯電話など、可能な限り昼間に連絡が取れるものをご記入ください。
- ・登録者は複数の団体に重複して登録することはできません。重複して登録していることが判明した場合は、いずれかの団体に登録を行っていただきます。
- ・団体名簿に記載している構成員のみ利用可能です。
- ・虚偽申請や意図的な二重登録など、不正行為が判明した場合は、登録を抹消する場合があります。
- ・スポーツ安全保険は、加入を原則としております。保険加入の領収書や名簿の提出は必須ではありませんが、提出を求める場合もありますので、保険への加入をお願い致します。
- ・区内の小学校に在学中の方は本人確認書類の提出は不要です。代わりに、住所の他に生年月日と学校名を必ず記入してください。

## ◆システム入力の流れ◆

### 1 利用申込の手続きについて

インターネット【中野区 施設予約システム】のページ (<https://www3.11489.jp/nakano/user>) から各種手続きが行えます。利用方法の詳細は、区の施設予約システム案内のページ (<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/shisetsu/sisetuyoyaku/sisetuyoyakusystem.html>) をご確認ください。

※施設予約システムは、令和8年5月利用分から新システムに移行します。

#### 抽選スケジュール

1. 利用日前月1日午前9時～9日午後11時59分まで  
抽選申込（利用希望枠の申請） メイン校・サブ校のみ  
1団体の同月内での抽選申込可能枠数・使用枠数の上限は、80名までの団体は30枠、81名以上の団体は60枠です。※注1
2. 利用日前月10日 抽選日（システムによる自動抽選）
3. 利用日前月11日午前9時～24日午後11時59分まで  
抽選結果公開期間（「抽選結果確認・当選確定」から確認可能。24日以降に予約内容を確認する場合は「予約内容の確認・取消」から確認してください。）  
当選した枠を利用する場合は必ず「確定処理」をしてください。期間中に確定をしなかった場合、自動キャンセルとなります。
4. 利用日前月25日～利用予定日7日前まで  
空き枠の利用申込が可能（先着順）  
メイン校・サブ校以外の学校を利用される場合は、別掲の利用可能種目・注意事項一覧表をご確認のうえ申込をお願いします。
5. 利用日当日  
学校に直接来校し、管理人にWeb登録カード（システムのマイメニューから登録カードを表示）を掲示して利用。

※注1 システム上、80名までの団体でも申込時の抽選・予約残枠数は最大の60枠で計算されています。80名以下の団体については残枠数から30を引いた数が実際の残枠数になりますので、30枠以上申し込まないでください。

### 2 利用のキャンセルについて（ペナルティポイント）

やむを得ず利用をキャンセルする場合は、システムの「予約内容の確認・取消」から7日前までに取消の手続きをしてください。直前の取消や不来場に関しては、システム上でペナルティが付与され、申込許可グループごと（文化施設を除く）に、直近過去5か月で累計5ポイントたまった場合、翌1か月の申込に制限がかかり、1か月間申込ができません。

6日前以降にキャンセルする場合は、スポーツ活動係に連絡をお願いいたします。土・日・祝日や、開庁時間（午前8時半から午後5時まで）以外などの場合は、利用校及び施設管理委託業者の高橋工業株式会社へキャンセルする旨の連絡を直接お願いします。

<高橋工業株式会社の連絡先 電話番号>

施設管理委託業者中野支店固定電話 03-5318-5285

施設管理委託業者(1) 090-1505-9316

施設管理委託業者(2) 090-8179-3202 (1)の電話につながらない場合にはこちらの電話番号

(注意：施設管理委託業者の連絡先は令和9年3月31日までとなります。)

### ◆開放日時の変更および中止◆

下記の場合など、開放日時が急きょ変更・中止となることがあります。

○学校の教育活動その他学校運営上支障があるとき

○雨・雪・強風その他悪天候のとき

○学校施設内で工事を行うとき（突発的なものも含め、現場の進捗状況や天候などに予定日時が左右されるため、開放日に工事が行われることがあります。その場合は利用を中止するか、工事の妨げにならないよう細心の注意を払うとともに、十分に安全を確保して利用してください。また、工事などにより、長期にわたって校庭の一部スペースが利用不可になる場合があります。

○光化学スモッグ注意報又は警報が発令されたとき

○その他、開放校および教育委員会が特に必要と認めたとき

\*学校長の判断が仰げないときは、施設管理員の判断となります。現場の指示に従ってください。

### ◆団体の連絡先について◆

学校施設の開放事業であるため、学校および学校の施設管理委託業者に団体利用責任者及び連絡担当者の連絡先を共有いたします。

### ◆消耗品、備品について◆

消耗品（グラウンドマーカー用パウダー等）が少なくなったり、備品が劣化等により使用できなくなったりした場合はスポーツ活動係にご相談下さい。学校との協議の上、購入等を検討いたします。（予算の都合上、次年度以降の対応になる場合や、購入ができない場合もあります。）

## ◆校庭使用上の遵守事項◆

● 校庭を使用するにあたって、次の事項を遵守すること。

- ① 使用開始前に web 登録カードまたは登録カードを管理人室の管理人にご提示ください。
- ② 校庭に備えられた用具は適正に使用し、使用の許可を受けていない用具は使用しないこと。
- ③ 危険な行為や他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ④ 指定された場所以外に出入りしないこと。
- ⑤ 開放の利用後は、校庭の清掃、整備等を行い、持ち込んだごみ等は必ず持ち帰ること。
- ⑥ 利用時間（片付け、退去時間を含む）を厳守すること。
- ⑦ 自転車、自動車又は自動二輪車を使用して学校に来ないこと。（ただし、学校から許可を受けた場合を除く）
- ⑧ 学校の敷地内において、喫煙及び飲食をしないこと。（運動中の水分補給を除く。運動中の水分補給は十分に行い、熱中症対策を必ず行ってください）  
また、近隣の歩道や私有地などでの喫煙や飲食をしないこと。  
毎年近隣の方から注意を受けています。マナーを守り、近隣への配慮をお願いします。
- ⑨ 指定または承認された開放種目以外の目的で校庭を利用しないこと。
- ⑩ 学校の施設、設備に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- ⑪ その他、学校で禁止されていることをしないこと。（細かい使用方法や練習方法について、学校から指示があった場合は、指示に従ってください。特にスパイクの利用については、学校に確認をお願いいたします。）
- ⑫ 盗難の防止に注意すること。（区は盗難等に関する責任を負いません）
- ⑬ 開放用の倉庫は利用団体で適切に使用管理すること。
- ⑭ 使用後は、学校開放利用後点検チェックシートをもとに、使用した箇所の消毒を行い、使用報告書の確認・点検欄にチェックをすること。
- ⑮ 石灰など、学校の備品や消耗品を無断で使用しないこと。
- ⑯ 行き帰りの交通ルールを必ず守ること。
- ⑰ その他使用に際しては、学校長及び施設管理員の指示に従うこと。  
(使用承認許可の取消し)

校庭を使用するものがこの規程に違反したときは、団体の施設使用承認を取り消すことがある。

### 事故の取り扱い

- 開放中の事故は、施設・設備に不備がない限り全て利用者の責任とする。  
(各自でスポーツ安全保険に加入すること)
- 利用中に器物等を破損した場合、施設管理員に報告するとともに利用者の責任において原状回復すること。
- 怪我の程度が重傷の場合は、速やかに施設管理員に報告するとともに救急車の手配をするなど適切な措置を講じること。
- 事故が発生した場合、速やかに事故の現状を施設管理員へ報告し、後日、区に連絡すること。  
ただし、生命にかかわる重大な事故の場合は、事故報告書を速やかに区に提出すること。